

補助申請期限などのお知らせ

国の復興交付金事業が、平成32年度末(平成33年3月31日)に終了となります。
住宅の自主再建をお考えの方は、補助申請の期限などについて、しっかりとご確認ください。

防災集団移転促進事業終了に伴う引越補助・利子補給申請期限 および移転元地買取期限のお知らせ

町では事業費の精算事務に一定期間を要することから、引越補助や利子補給の申請、および移転元地の買取について、申請期限を以下のとおり設定します。

引越補助や利子補給の申請期限 平成31年度末(平成32年3月31日)まで

当補助は引越・住宅建築・建物登記が完了した後に申請できるものですから、申請に間に合わないことがないように、計画的に再建を進めてください。

ただし、町の団地造成や災害公営住宅の完成を待たれている方、その他申請が遅れる事情がある方は個別に相談に応じますので、申請期限に間に合わない可能性が出てきた時点で、担当課までお問い合わせください。

(引越補助・利子補給申請が間に合うケース：住宅再建の場合)

補助金申請 までの工程	防災集団移転促進事業 事業期間																	
	平成30年		平成31年										平成32年					
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4~
設計	■	■	■	■	■	■												
建築確認申請						■												
建築工事							■	■	■	■	■	■	■	■				
建物・権利登記															■			
引越																	■	

※ケースによって、それぞれの工程でかかる期間は異なりますが、再建需要が立て込む場合は、一般的に期間が長くなります。
※このほかの各種補助制度も、申請期限にご注意ください。

移転元地の買取期限 平成31年度末(平成32年3月31日)まで

震災前に住まれていた宅地(移転元地)を買取できる期間が終了します。
①相続登記が済んでいない、②抵当権等が設定されている、③土地に私物がある、などの理由により売買契約に進めない方は、早期に対応してください。
売買契約までには、上記以外にも思わぬ期間を要する場合があります。事業期間終了間際のかげ込み依頼には対応できないことも想定されますから、買取を希望している方は解決しなければならない問題を確認し、早めの行動をお願いします。

☎ 都市整備課 TEL 0193-42-8723

[がけ地近接等危険住宅移転事業] 個別に移転される方への補助について

がけ地近接等危険住宅移転事業の申請期限 平成30年度末(平成31年3月31日)まで

がけ地近接等危険住宅移転事業の有効期限は3か年度のため、平成32年度末(平成33年3月31日)までに住宅再建を完了させるためには、申請期限は平成30年度末(平成31年3月31日)となります。この期間内に申請手続きを行わなければ、当該事業を活用することができなくなりますので、工事請負契約や融資契約前に、早めに事前相談をお願いします。

1 事業の内容

自分で用意した土地(自己所有地、購入予定の土地)に個別に移転される方に対し、金融機関から借入した住宅再建費用の利子相当額(住宅ローンの利子分)、および引越し費用などを補助します。

2 対象となる方

次の①、②の両方を満たす方

- ① 東日本大震災時(平成23年3月11日時点)に災害危険区域内に居住されていた方
- ② 町内の災害危険区域外に個別に移転(自主再建)される方

3 補助金額

住宅再建費用に対する借入金の利子相当額

住宅再建(購入)	上限 457万円
土地購入	上限 206万円
敷地造成	上限 59万7千円
移転費(引越代)	上限 80万2千円

4 注意事項

- ・申請及び交付決定前に、各種契約、工事着工、引越しをされた方は補助対象となりません。
- ・防災集団移転促進事業で移転される方や、災害公営住宅、民間賃貸住宅への入居で住宅再建し、各種住宅再建補助金を受給された方は、補助対象となりません。
- ・交付決定日前に契約をされた経費は補助対象となりません。
- ・3か年度(交付決定をした年度を含む)を経過すると補助金の対象外となります。
(例)平成30年度に申請・交付決定された方の有効期限は平成32年度末までです。

☎ 住宅課 管理班 TEL 0193-42-8719

住宅再建に係る浄化槽設置をお考えの方へ

低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業の申請期限 平成30年度末(平成31年3月31日)まで

上記の事業で補助金を受給するためには、今年度末までに補助金交付申請から完了検査まで終了する必要があります。

東日本大震災で被災した方が下水道事業計画区域外および漁業集落排水処理計画区域外に住宅再建し、浄化槽の設置を予定している場合は、早めに事前相談をお願いします。

※ただし、平成31年度以降も浄化槽設置に係る補助金を交付する別の事業がありますので、補助金を受給することが可能です。(下記の補助額と同額)

1 事業の内容

東日本大震災により、お住まいの住宅が大規模半壊以上の被害を被った方が、下水道事業計画区域外並びに漁業集落排水処理区域外に住宅を再建する場合、浄化槽設置に係る費用を補助するものです。

2 補助金額

5人槽：35万2千円 6～7人槽：44万1千円 8人槽以上：58万8千円

3 注意事項

- ・工事着手前に申請を行う必要があります。
- ・予算額に上限がありますので、申請件数によっては交付出来ない可能性があります。

☎ 復興推進課 下水道班 TEL 0193-42-8714